

高齢者虐待防止支援対応・処遇検討会議実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する高齢者虐待防止支援対応・処遇検討会議（以下「対応・処遇検討会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(会議の設置)

第2条 在宅の要援護高齢者等の虐待防止及び適切な支援方法・判断の検討や専門的助言を得る会として対応・処遇検討会議を置く。

(事務局)

第3条 事務局は、高齢者福祉課に置き、事例に関わる情報整理は各区役所にて実施する。

(構 成)

第4条 対応・処遇検討会議は、原則として次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 事例に関わる支援者
- (2) 事例に応じた適切な専門家（医師・弁護士・学識経験者など）
- (3) その他、適当と認める者

2 対応・処遇検討会議は、処遇困難な高齢者虐待ケース（以下「虐待ケース」という。）の状況に応じて、その都度、区役所担当課長及び高齢者福祉課長が必要と認める前項各号に掲げる者を召集するものとする。

3 高齢者福祉課長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる高齢者虐待問題の専門家（以下「アドバイザー」という。）に対応・処遇検討会議の参加を依頼し、その助言を得ることができる。

4 前項のアドバイザーとの連絡調整は、事務局において行なう。なお、事例に関わる支援者との連絡調整については原則として事例と主に関わっている機関（区役所等）が行なうこととする。

(協議事項)

第5条 対応・処遇検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 虐待ケースに関する関係機関等相互の情報交換による課題の共有化に関すること。
- (2) 虐待ケースへの介入及び支援方法に関すること。
- (3) 虐待ケースにかかわる介護者支援に関すること。
- (4) その他、高齢者虐待防止に関すること。

(庶務)

第6条 対応・処遇検討会議の庶務は、事務局において処理する。

(報告まとめ)

第7条 会議のまとめ整理については各区役所にて実施する。

年度末、会議の実施状況については高齢者虐待防止連絡会にて報告する。

(守秘義務)

第8条 対応・処遇検討会議に関係する者は、正当な理由がなく、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。